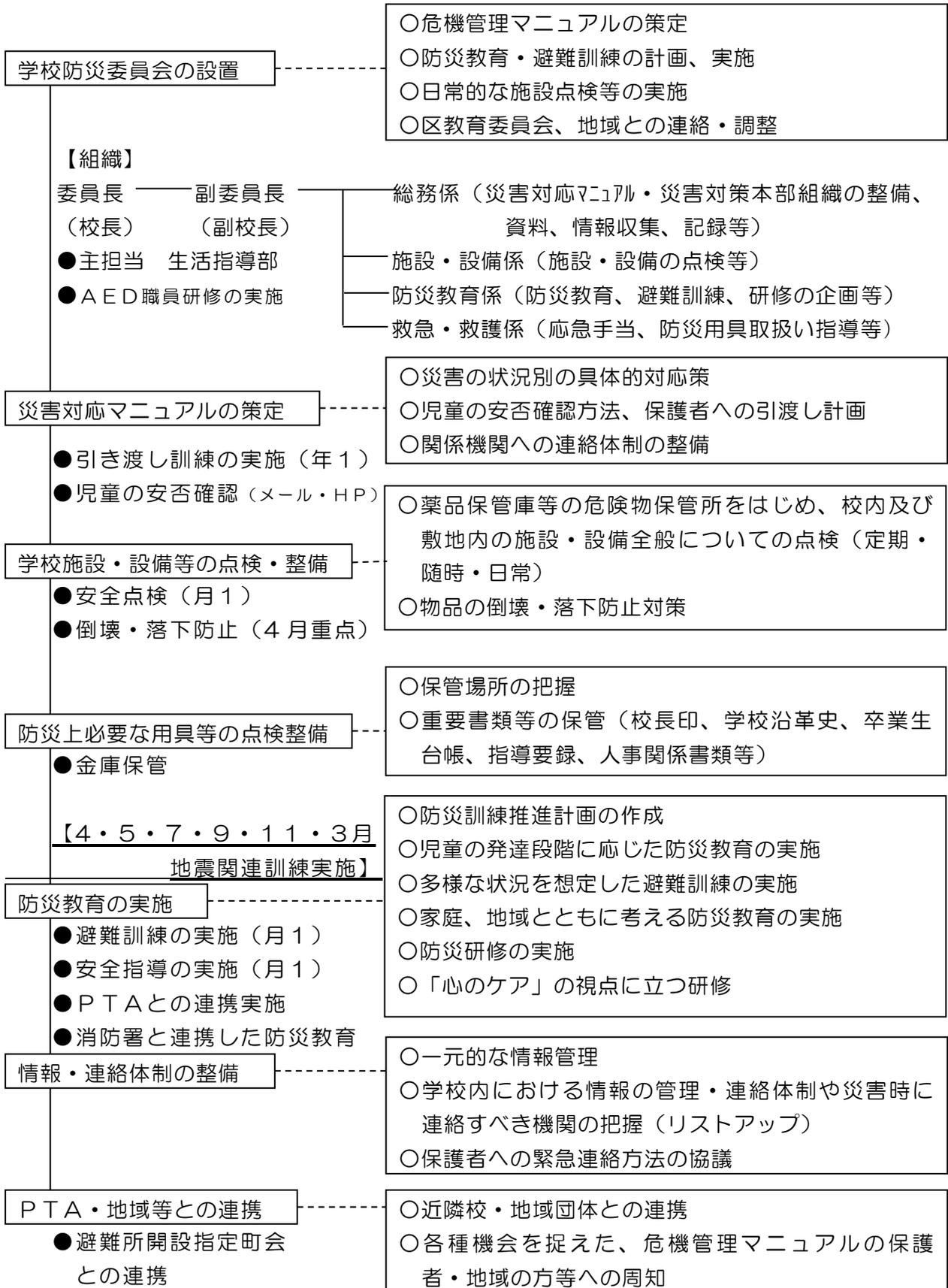
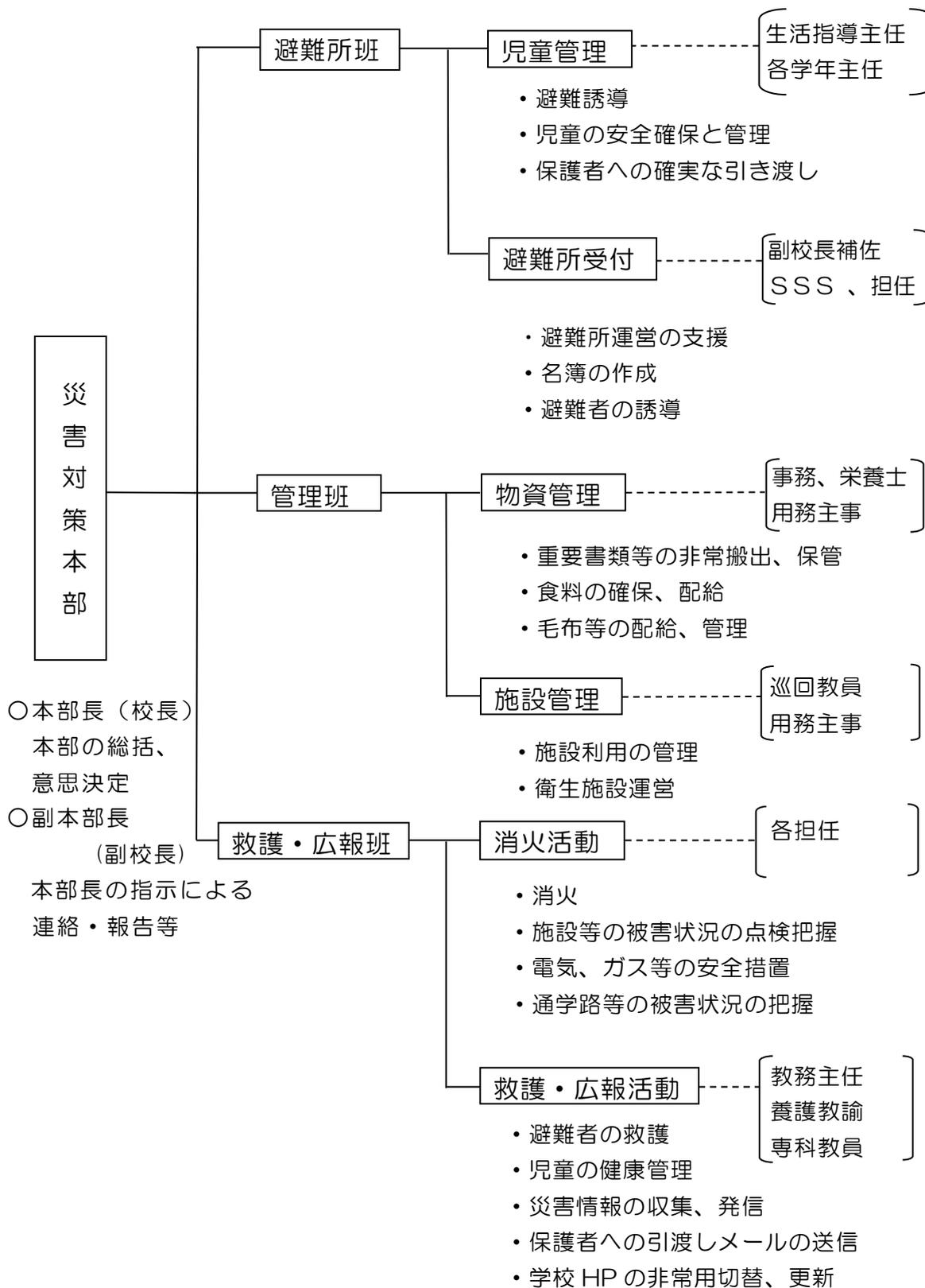


大杉東小マニュアル（地震）

（１） 日常的な学校防災活動



（２）学校災害対策本部組織



（３）現状及びリスクの把握

本校は、江戸川区の中央に位置している。海拔 0.7m であり、津波浸水区域である。

校舎周辺は住宅地密集地であるため、地震後の火災の有無を確認したうえで下校指示を出す必要がある。校舎は令和 6 年に建設されたもので、2 階に防災設備の整った体育館があるため、避難所開設の際は、多くの避難者が来校することが予想される。

学校の現状（令和 7 年 4 月 1 日現在）

児童数		教職員数
全校児童		
411名		46名
第1学年	58名	
第2学年	78名	
第3学年	63名	
第4学年	60名	
第5学年	69名	
第6学年	83名	

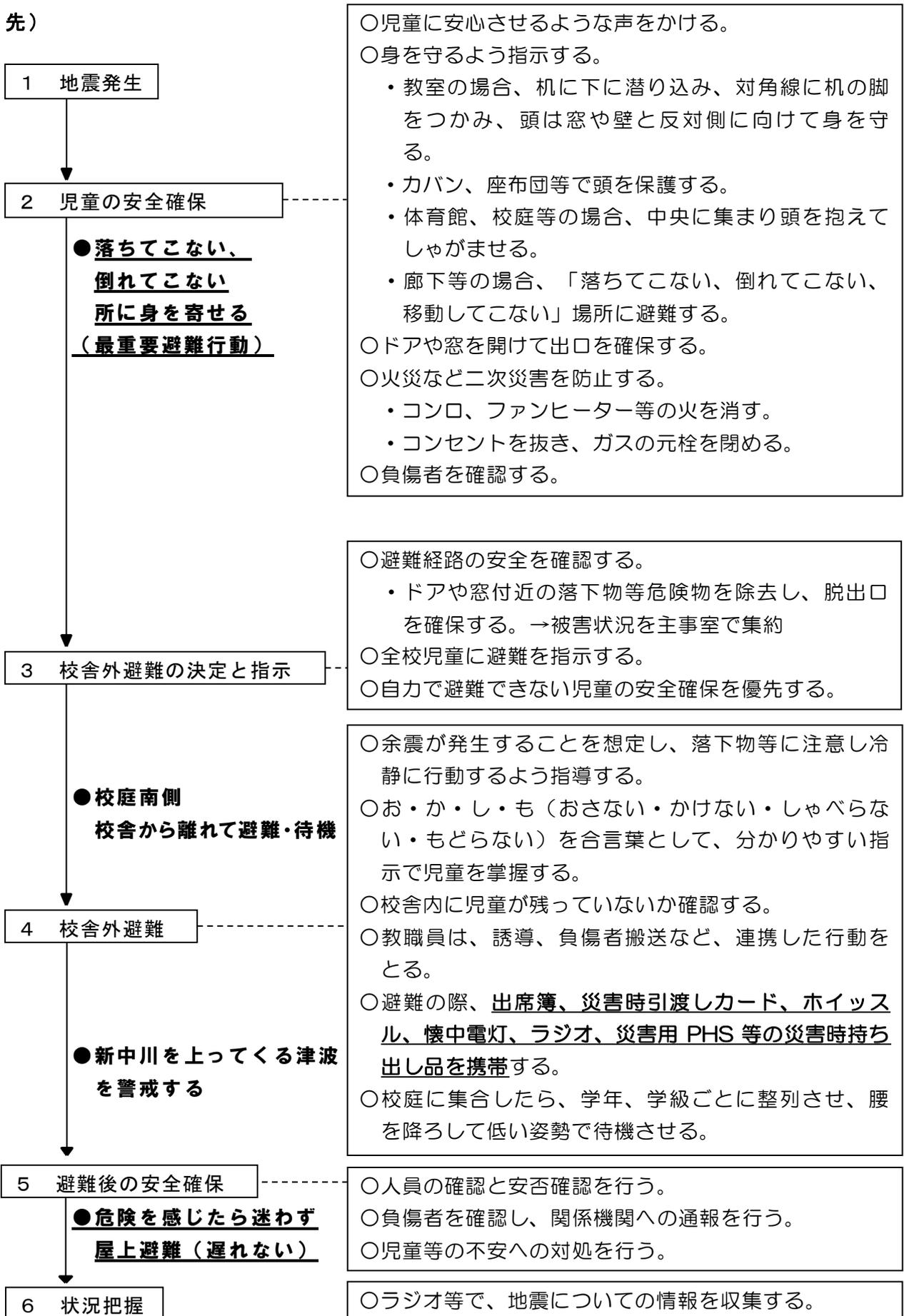
校舎	令和 <u>6</u> 年建設
○登校時刻	午前 <u>7</u> 時 <u>50</u> 分～ <u>8</u> 時 <u>05</u> 分
○下校時刻	午後 <u>15</u> 時 <u>00</u> 分～ <u>15</u> 時 <u>15</u> 分
○昇降口	中央昇降口： <u>1～6年生</u>
○登下校時の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>校舎正門から登下校</u> ・<u>南門は緊急時のみ使用</u> ・<u>登下校は個人登校、緊急時は地区別下校の可能性もある</u>

学校の立地環境

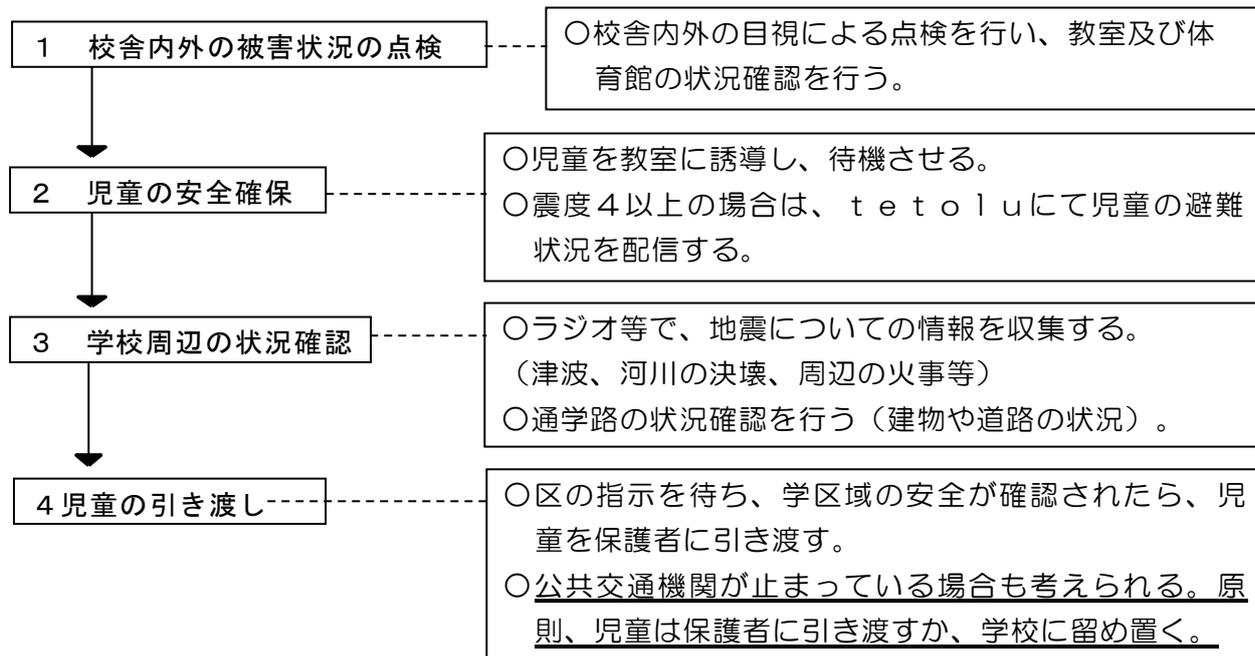
- 学校の立地
 - ・海拔 +0.7 m（江戸川区ハザードマップにより浸水 0.5m-3m 区域）
 - ・交通
 - 校舎の東側に 環状7号線（都営バス・京成バスの停留所あり）
 - 校舎の西側に 松江四中通り（都営バスの停留所在り）
 - 校舎の北側に 京葉道路
 - 校舎の南側徒歩 15分のところに都営新宿線一之江駅
 - ・公園
- 自然的環境
 - ・校舎の南 7.2kmに東京湾が広がっている
 - ・校舎の東 500mに新中川が流れている
- 社会的環境
 - ・学区全体的に戸建ての住宅が多い
 - ・学区の南側は、畑や昔からの住宅が多い

（４）教職員在校時に発災した場合の対応（児童がいれば児童優先）

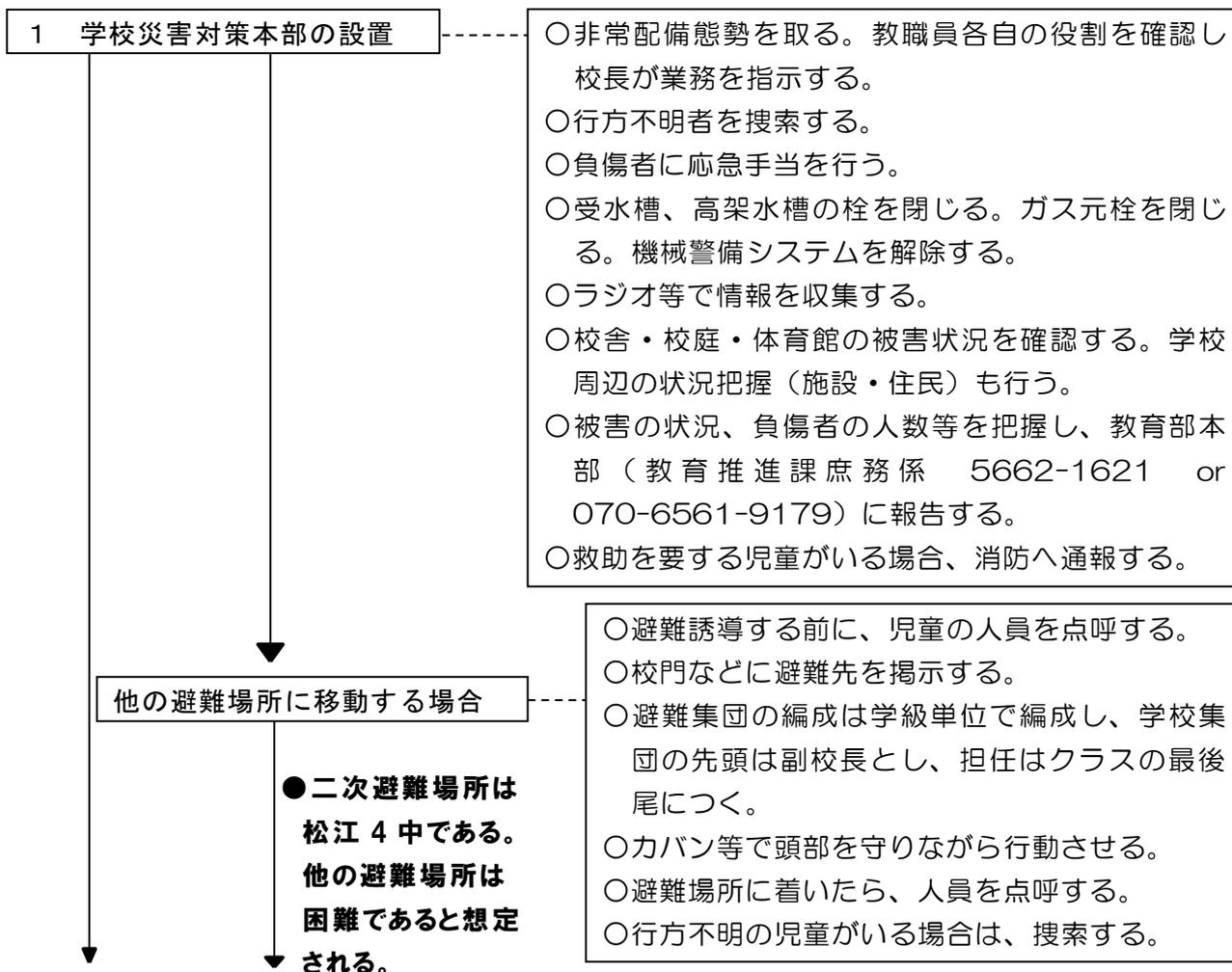
先)

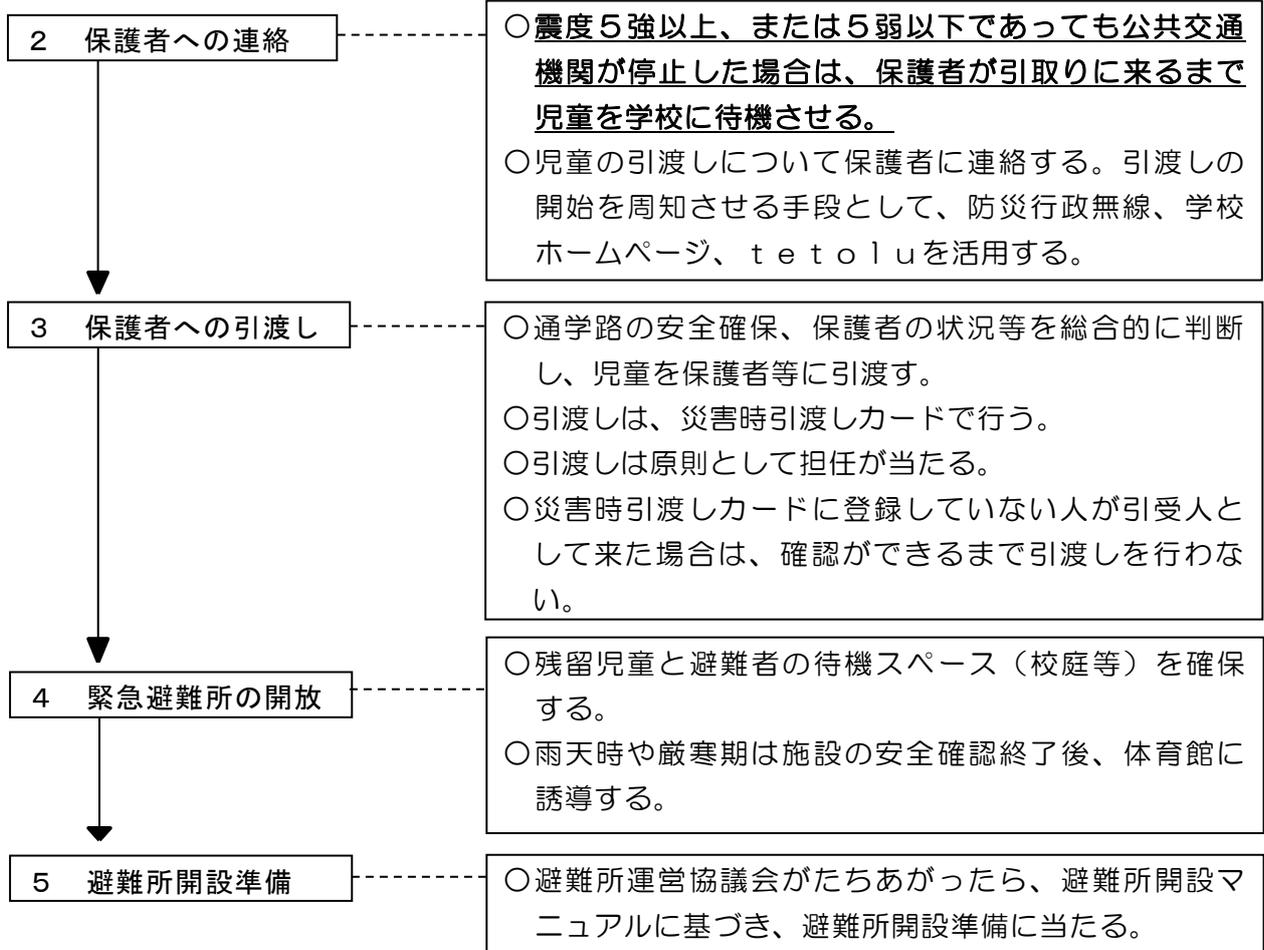


ア：震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

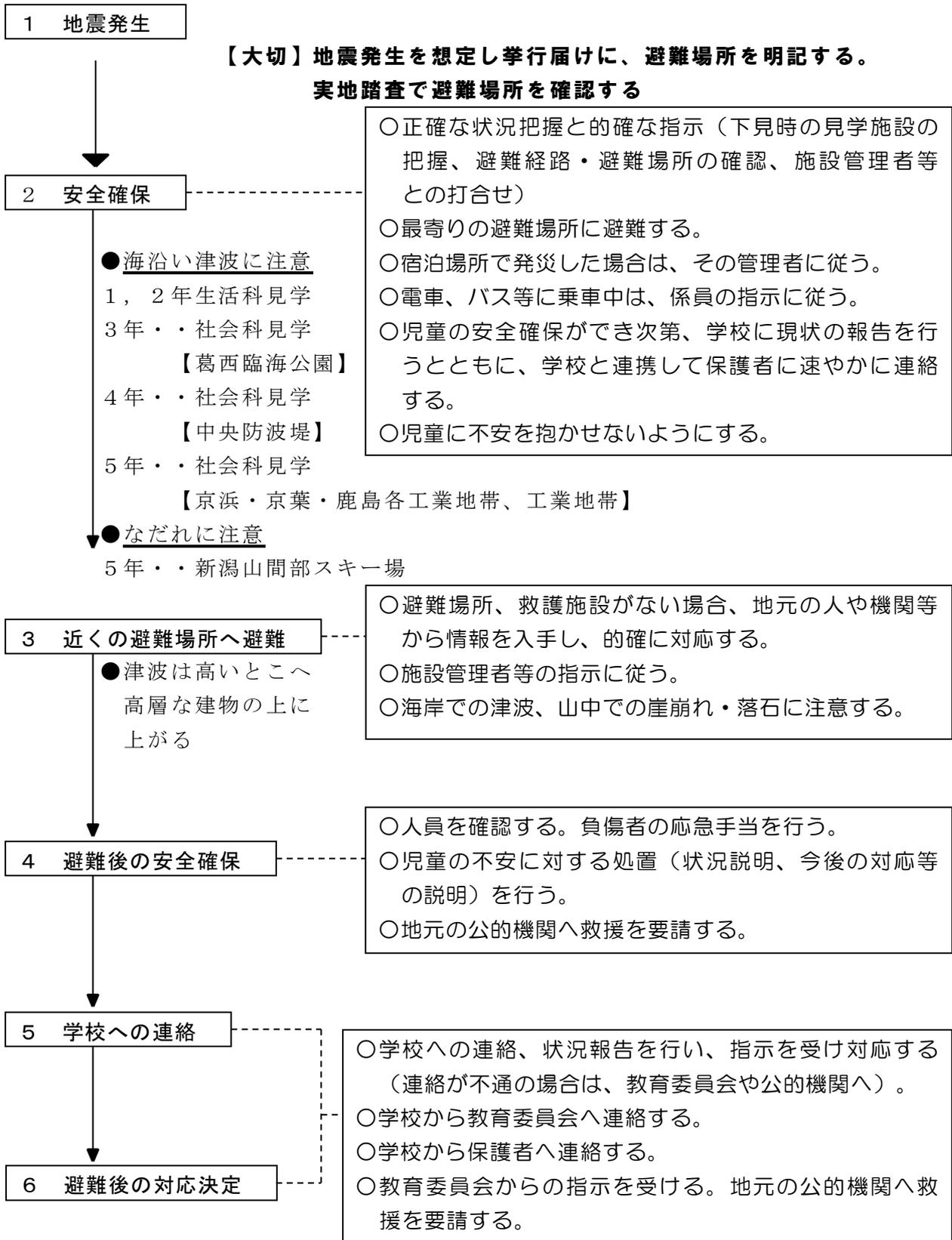


イ：震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合

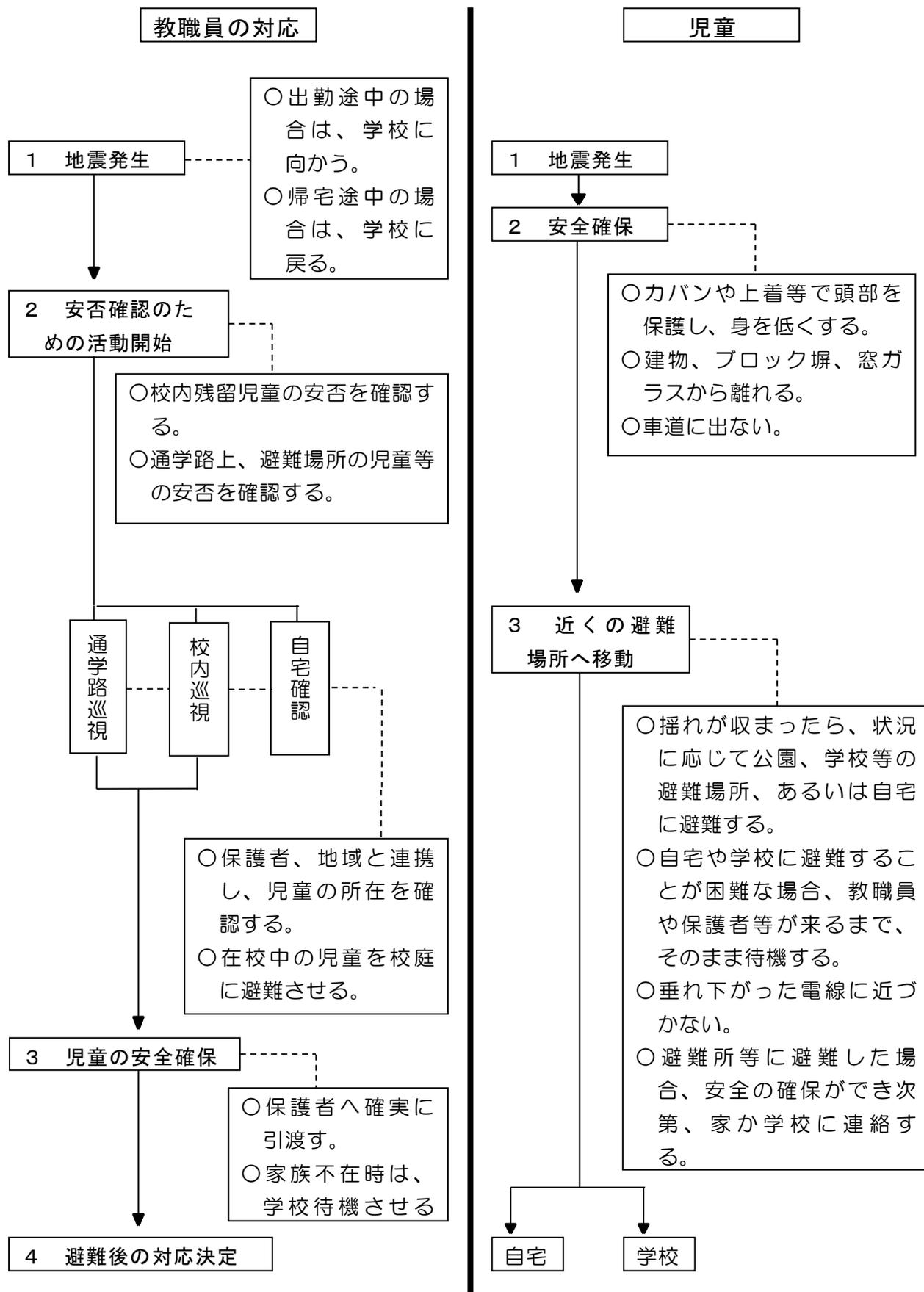




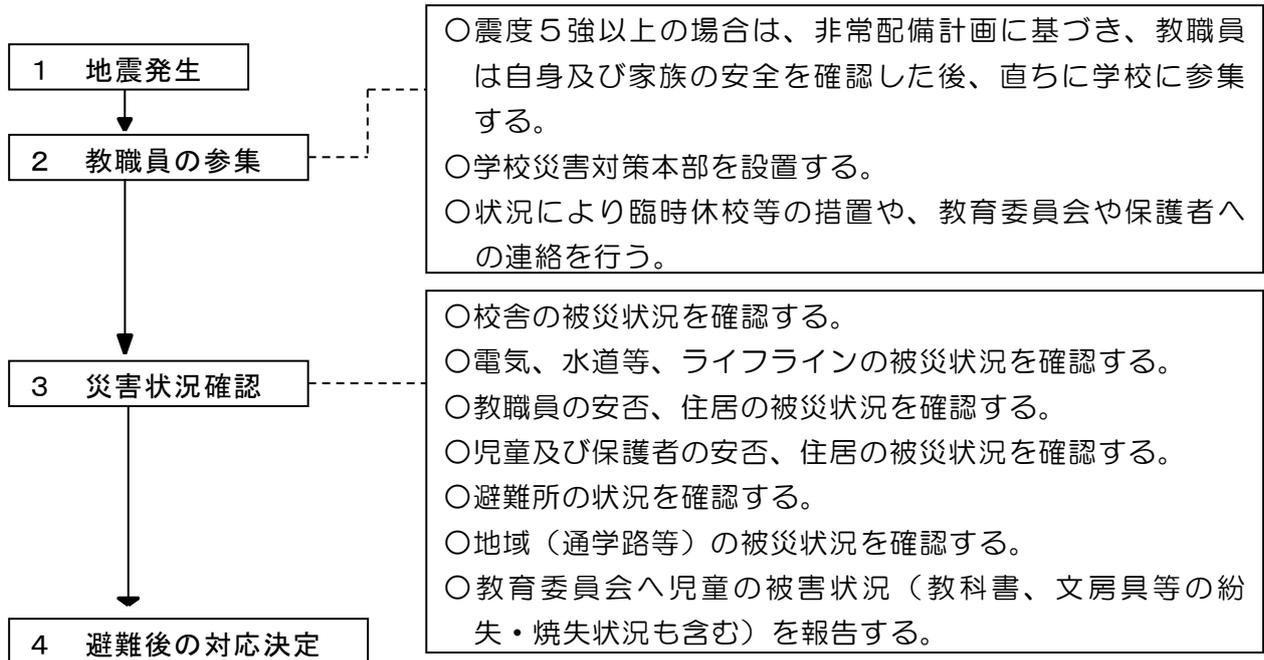
（５）校外活動中に発災した場合の対応



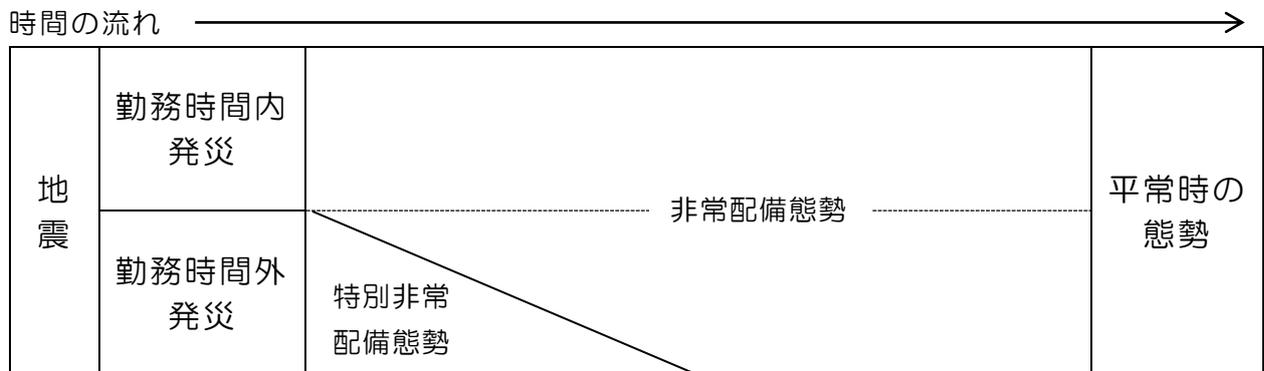
（6）登下校時に発災した場合の対応



（ 7 ） 教職員在校時外の対応



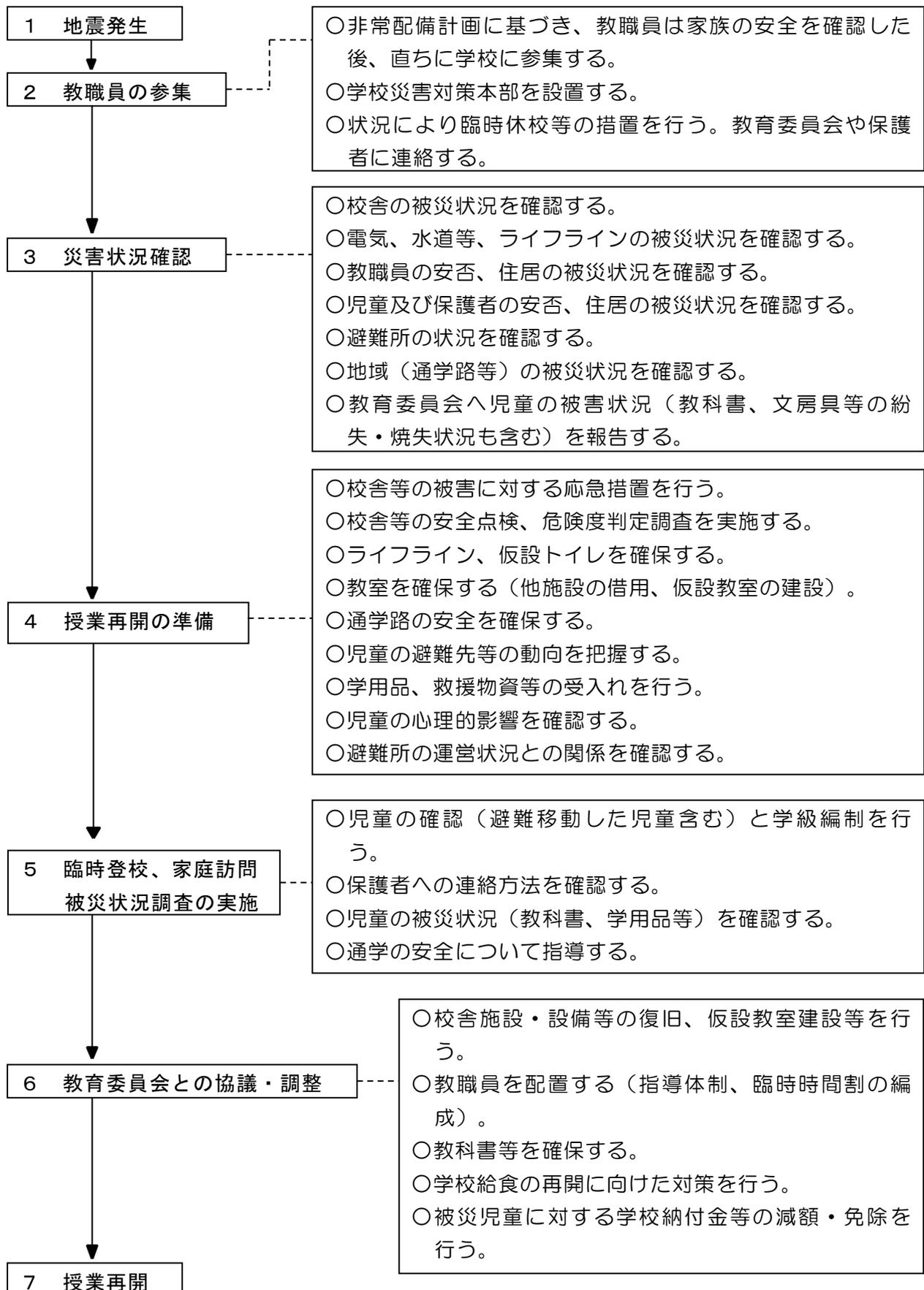
（ 8 ） 学校教職員非常配備計画



震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

- ◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行
 - [1] 児童・職員の安否確認及び保護者への引渡し
 - ① 在校する児童の安全確保
 - ② 外出している児童の安全確保
 - ③ 教職員の安全確保
 - ④ 保護者への引渡し連絡
 - [2] 被害状況の確認
 - ① 受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
 - ② 建物および施設周辺の状況確認
 - ③ ガス、電気等ライフラインの状況確認
- ◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力する。

（9）授業再開に向けた対応マニュアル



（１０）警戒宣言発令時の対応

（１）在校時

- ① 警戒宣言発令とともに授業を打ち切り、宣言が解除されるまで臨時休校とする。
- ② 警戒宣言発令後、児童を計画に従って帰宅させる。
- ③ 帰宅にあたっては、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者が委任した代理人に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、児童は校内で保護する。

（２）校外活動時

- ① 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- ② 学校は、対応状況を区教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。
- ③ 遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。帰校後は在校時と同様の措置により帰宅させる。
- ④ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- ⑤ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

（３）登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ① 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、児童は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
- ② 特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童・生徒一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

（４）その他の対策

- ① 飲料水、食糧、毛布等を児童のために準備する。
- ② 児童に対して、今後の対応を指示、説明する。
- ③ 保護児童の人数、保護体制、その他の対応について、区教育委員会に報告する。

（５）警戒解除宣言の情報収集

- ① 警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

（１１）主要連絡先一覧

① 公的機関

区教育指導課 【5662-1634】

江戸川消防署 【3656-0119】

小松川警察署 【3674-0110】

② 医療機関

京葉病院 【3654-8211】

松江病院 【3652-3121】

墨東病院 【5633-6151】

まつえ整形外科 【5663-7311】

③学区内避難所

二次避難所	松江第四中学校	【3652-7591】
地域拠点	地域振興課地域サービス係	【5662-6816】
食品等集積地	松江コミュニティ会館	【5662-5320】
緊急医療救護所	江戸川健康サポートセンター	【5661-1122】

【留意事項】

0. 平常時

- (1) 教室には、ヘルメット、児童名簿、笛、非常持ち出し袋を常備しておく。
- (2) 毎朝、始業前に出席状況を確認する。遅刻・早退の状況も記入しておく。

■授業中（教員が指導中）… 教員は児童に適切な指示を与え、避難させる。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 窓と扉を開ける。火災発生時は窓は閉める。
- (3) 児童を廊下に出し、2列に並ばせる。

2. 避難中

- (1) 火災が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お・か・し・も」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。

3. 人員確認

- (1) 本部前に、避難した順に各クラス2列に整列させる。
- (2) 担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
- (3) 担任(教科担任)は、副校長に人員を報告する。

「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、〇名全員避難しました。」

*「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）

- (4) 担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員がいないとき）… 児童は自主的に判断して、避難を行う。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 扉を開ける。窓は判断が難しいため開閉させない。

2. 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お・か・し・も」を守って、安全な避難経路を通って移動する。

3. 人員確認

- (1) 速やかに自分のクラスの列に加わる。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。